

## 第 2 6 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日 (木)

午前 1 0 時

と ころ 第 1 委 員 会 室

### 付 議 事 項

#### 1 平成 3 0 年 第 4 回 ( 1 2 月 ) 定 例 会 に 関 する 事 項 に つ い て

(1) 早期 議 決 議 案 及 び 後 送 議 案 に つ い て

(2) 会 期 案 に つ い て . . . **資 料 1**

1 2 月 4 日 (火) から 1 2 月 2 1 日 (金) ま だ の 1 8 日 間

(3) 所 管 事 務 調 査 報 告 に つ い て

民 生 福 祉 常 任 委 員 会 と 産 業 建 設 常 任 委 員 会 の 所 管 事 務 調 査 報 告 を 1 2 月 定 例 会 初 日 の 1 2 月 4 日 に 行 う。

(4) 請 願 書 の 取 扱 い に つ い て **資 料 2**

○ 埴 生 小 学 校 移 転 跡 地 の 管 理 ・ 活 用 ・ 予 算 計 画 の 請 願 書

○ 埴 生 複 合 施 設 移 設 に 伴 う サ イ レ ン 継 続 設 置 を 求 め る 請 願 に つ い て

○ 市 立 小 中 学 校 空 調 設 備 に 使 用 さ れ る エ ネ ル ギ ー ( 燃 料 ) に つ い て

(5) 議 事 日 程 案 に つ い て . . . **資 料 3**

(6) 陳 情 ・ 要 望 書 等 の 取 扱 い に つ い て . . . **資 料 4**

・ 平 成 3 1 年 度 理 科 教 育 設 備 整 備 費 等 補 助 金 予 算 増 額 計 上 に つ い て の お 願 い

・ 山 陽 小 野 田 市 議 会 議 場 に 国 旗 の 掲 揚 を 要 望

・ 代 替 税 源 な き 車 体 課 税 の 減 税 要 求 に 対 し て 自 動 車 税 の 根 幹 堅 持 等 を 求 め る 要 望 活 動 に つ い て (お 願 い)

・ 学 校 教 材 の 計 画 的 な 整 備 推 進 に つ い て の お 願 い

・ 平 成 3 1 年 度 税 制 改 正 に 関 する 提 言 に つ い て

・ 住 宅 リ フ ォ ー ム 助 成 制 度 の 継 続 を 求 め る 要 請 書

・ 地 域 建 設 産 業 の 再 生 に 関 する 要 請 書

#### 2 山 陽 小 野 田 市 議 会 議 員 政 治 倫 理 条 例 の 改 正 に つ い て . . . **資 料 5**

#### 3 そ の 他

(1) 全 員 協 議 会 の 開 催 日

・ 1 2 月 4 日 (火) 午 前 9 時 1 5 分 議 運 決 定 事 項

## 平成30年第4回（12月）定例会議案名

## 1 市長提出議案（議案37件）

## ○総務文教常任委員会関係（6件）

- (1) 議案第110号 山陽小野田市きららガラス未来館の指定管理者の指定について (文化)
- (2) 議案第111号 山陽小野田市体育施設の指定管理者の指定について (スポーツ)
- (3) 議案第116号 山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者の指定について (社会教育)
- (4) 議案第123号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (5) 議案第124号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (6) 議案第125号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について (人事)

## ○民生福祉常任委員会関係（11件）

- (1) 議案第93号 平成30年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について (国保)
- (2) 議案第94号 平成30年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について (高齢)
- (3) 議案第95号 平成30年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について (国保)
- (4) 議案第100号 平成30年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第1回）について (病院)
- (5) 議案第101号 山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について (市民生活)
- (6) 議案第102号 山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について (環境)

- (7) 議案第103号 山陽小野田市保健施設条例の一部を改正する条例の制定について (健康)
- (8) 議案第112号 山陽小野田斎場の指定管理者の指定について (環境)
- (9) 議案第118号 平成30年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について (国保)
- (10) 議案第119号 平成30年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算(第3回)について (高齢)
- (11) 議案第120号 平成30年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について (国保)

○産業建設常任委員会関係(15件)

- (1) 議案第92号 平成30年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算(第1回)について (都市)
- (2) 議案第96号 平成30年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1回)について (農林)
- (3) 議案第97号 平成30年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算(第1回)について (下水)
- (4) 議案第98号 平成30年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)について (下水)
- (5) 議案第99号 平成30年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2回)について (公営)
- (6) 議案第104号 山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (土木)
- (7) 議案第105号 山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について (土木)
- (8) 議案第106号 山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について (都市)
- (9) 議案第107号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (都市)
- (10) 議案第108号 山陽小野田市下水道事業の設置等に関する条例の制定について (下水)

- (11) 議案第 1 1 3 号 山陽小野田市商工センターの指定管理者の指定について (商工)
- (12) 議案第 1 1 4 号 山陽小野田市労働会館の指定管理者の指定について (商工)
- (13) 議案第 1 1 5 号 竜王山公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について (都市)
- (14) 議案第 1 2 1 号 平成 3 0 年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 回) について (下水)
- (15) 議案第 1 2 2 号 平成 3 0 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算 (第 3 回) について (公営)

○一般会計予算決算常任委員会関係 (4 件)

- (1) 承認第 1 4 号 平成 3 0 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 4 回) に関する専決処分について (財政)
- (2) 議案第 9 0 号 平成 3 0 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 5 回) について (財政)
- (3) 議案第 9 1 号 平成 3 0 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 6 回) について (財政)
- (4) 議案第 1 1 7 号 平成 3 0 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 7 回) について (財政)

○山口東京理科大学調査特別委員会関係 (1 件)

- (1) 議案第 1 0 9 号 山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について (大学)

○行政報告

- 1 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の平成 2 8 年度決算概要及び平成 2 9 年度事業計画概要について (大学)
- 2 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の平成 2 9 年度決算概要及び平成 3 0 年度事業計画概要について (大学)

平成30年10月23日

# 請 願 書

山陽小野田市議会

議長 小野 泰 様

## 【申請者】

山陽小野田市埴生 西側自治会

会長 松本隆博

山陽小野田市埴生地区自治会協議会

会長 林 紀男

## 【紹介議員】

河崎 平男 議員



## 埴生小学校移転跡地の管理・活用・予算計画の請願書

### 【主旨】

西側自治会内にある、埴生小学校の移転にあたり諸問題、不安が発生しています。今までは市施設の撤去に際して撤去後の管理計画、利用計画、予算計画が住民に示されていないのが現状です。当該議会に於いてこの様な事のない様に議論され、行政への提言をお願い致します。

### 【請願内容】

①移転後の管理計画を短期、中期、長期にて議論して頂き具体的な説明をお願い致します。

a：跡地周辺の土手草刈り、整備は誰が年間何回行うのか。

b：跡地の南西側には土砂災害警戒区域があります。また南側の土手には崩壊部があり、その下には赤子寝地区の2班あります。数年前には民家に土砂が流れ込む被害が発生致しました。この様な状態での移転は困ります。どの様な処置、整備をされて移転されるのかご検討をお願いします。

②埴生小学校施設の撤去解体にあたり、一部(校舎の一部と体育館)

を残すと聞いていますが、残す建物の使用方法及び管理方法はどの様にするのか議論されて具体的な計画を提示願います。

③小埴生地区～西側地区～埴生中学校間で国道190号線沿いの通学道に幅狭の歩道があります。通学生徒の交通安全確保対策をお願いします。

④後世の為に、埴生小学校跡地石碑の設置をお願いします。

⑤上記①～④の事項については経費等が発生致します。予算計画をご検討され、お示し下さい。

上記事項は西側自治会・埴生地区自治会協議会の決議事項です。同主旨の要望書を藤田剛二市長宛にも提出致します。

以上

平成 30 年 10 月 24 日

## 請 願 書

埴生複合施設移設に伴うサイレン

継続設置を求める請願について

山陽小野田市議会 議長 小野 泰 殿

### 【申 請 者】

埴生地区自治会協議会会長

林 紀 男

埴生地区社会福祉協議会会長

五十嵐 章彦

山口県漁業協同組合埴生支店

運営委員長

大 崎 進

埴生地域老人クラブ連合会会長

松 岡 邦 弘

山陽商工会議所副会頭 (埴生在住)

豊 田 弘 光

### 【紹 介 議 員】

河 崎 平 男





平成 30 年 10 月 24 日

山陽小野田市議会 議長 小野 泰 殿

【申 請 者】

埴生地区自治会協議会会長

林 紀 男

埴生地区社会福祉協議会会長

五十嵐 章 彦

山口県漁業協同組合

埴生支店運営委員長

大 崎 進

埴生地域老人クラブ連合会会長

松 岡 邦 弘

山 陽 商 工 会 議 所 副 会 頭

豊 田 弘 光

(埴生在住)

【紹 介 議 員】

河 崎 平 男

埴生複合施設移設に伴うサイレン継続設置を求める請願について

当埴生自治会協議会は、防災対策の最強手段となる J アラートを、新設される複合施設に設置して戴きたい旨の要望書を、平成 29 年 12 月 25 日付けで市長宛てに提出いたしました。費用対効果の面から、係る要望を断念した経緯があります。

『Jアラート設置』は無くなったものの、現在埴生支所にある既存のサイレン機能を活用することで、災害等緊急時の迅速な対応は十分補えるものと、継続設置に希望を繋いでいた訳です。ところがこの程、『市の方針としては、サイレンを撤去する予定である』との知らせを受け、埴生地区住民は失望の淵に突き落とされた思いでおります。

撤去の理由を支所で伺ったところ、時報だけのサイレンは不要という事でした。現在のところ、サイレンは 18 時に 1 度鳴るだけです。1 日 1 回の時報の為だけにサイレンを存続させる必要は無いという事なのでしょう。

しかし、緊急時に近隣住民に即時異常事態を知らせる方法として、Jアラートを持たない地域としてはサイレンが最も適切な手段となります。そのサイレン機能をどうか当地区から取り上げないで戴きたいのです。

危機管理策としては、上記のサイレンの他、テレビ、防災ラジオ、携帯電話、インターネット、Jアラート、街宣車、自治会連絡網等々ありますが、どれにも其々長所、短所があり、万全と言えるものは何一つありません。だからこそ、あらゆる手段を講じて連絡、告知、誘導等を図らなければならないと思います。その中でも、最も即時周知能力が高いのが、現状ではサイレンではないでしょうか。

平成11年に埴生地区は高潮により被害を受けました。幸いにも朝方の台風襲来でしたから、人的被害は免れたものの、これが深夜に起きていたら被害が拡大していたかも知れません。真夜中の連絡はなかなか難航すると思われるので、こんな時こそ必ずやサイレンが危機を知らせる重要な役割を担ってくれるものと期待する次第です。

埴生地区の住民は昔からサイレンに馴染んで生活してきました。以前は、朝6時、正午、夕方6時と、時報としては1日3回。また旧山陽町時代は、山火事〇回、家の火事〇回とサイレンで知らせるなど、住民の日常の一部となっていました。

音がうるさくて寝られないという苦情があったとかで、数年前からは1日1回、18時を知らせるのみになってしまいました。正午のサイレンが鳴らないことを不便に感じている人が未だにたくさんいらっしゃることも事実です。また、夕方6時のサイレンは、外で遊んでいる子供たちの帰宅を促す時報として、なくてはならないものとなっていることは言うまでもありません。

現在利用されているサイレンは、町中地域は勿論のこと、小埴生、中村、津布田地区においても聞こえます(地区の方に確認)ので、危機管理面で十分役立つものと確信しております。

上述の通り、サイレンに馴染んできた埴生地区だからこそ、このサイレン機能を新複合施設に移設していただき、日常生活の時報のみならず、いざという時の通知・警報・勧告等活用していただきたく、埴生地域住民を挙げて請願するものです。

以上

# 請 願 書

市立小中学校の空調設備に使用されるエネルギー（燃料）について



紹介議員

山陽小野田市議会議員

矢田 松夫

件名 市立小中学校空調設備に使用されるエネルギー（燃料）について

## 要旨

この度、順次設置の計画になっています、市立小中学校空調設備のエネルギーにつきまして、単一のエネルギーに集中することなく、電力、液化天然ガス（LNG）、液化石油ガス（LPG）を災害対策、市内業者育成等の側面から、分散して導入頂くようにお願いいたします。

## 理由

本年もこれまでに西日本豪雨災害や、北海道地震など日本各地で様々な自然災害が発生しており、その度にライフラインの障害が起きている。電力、水道、ガス、通信問わず何時どのような形で障害が起こるのか予測できません。

この度計画されている市立小中学校の空調設備におきましても、全て同じエネルギーを使用していると、全校の空調機能が同時に停止してしまう事になります。災害時に小中学校は被災市民の避難場所になることも多く、その役割を果たすことができなくなります。

私共はこういった事由から要旨にありますように、使用エネルギーの分散を提案いたします。そうすれば一つのエネルギーが停止したとしても他のエネルギーを使用している所で対応できることになり、市民のリスクは大幅に少なくなると考えられます。特に私共が生業としていますLPGは他のエネルギーと比較しますと、地震や豪雨などの災害発生時において復旧までの時間が短く、仮設等にも容易に対応できる利便性も備えており、災害発生時にも常時「軒下在庫」といった形で現場に存在し、交通インフラなどが寸断されても、一定期間は熱源が確保できるといった非常時には高い優位性を持った安定的使用可能なエネルギーです。

過去の新潟県中越沖地震や東日本大震災の折にも、いち早く復旧し、炊き出しや給湯、発電、仮設住宅への取り付け等、住民の生活支援に大きな役割を果たしています。

また、山陽小野田市内には多数のLPG供給業者があり、市内業者の育成、地域経済の活性化のため、これらの市内業者を活用していただけるように併せてお願いいたします。

以上

平成 30 年 11 月 28 日

請願者（代表）

（一社）山口県LPGガス協会  
厚狭支部長 伊藤 眞  
山陽小野田市厚狭 12 番地 2B

山陽小野田市議会議長 小野 泰様

## 平成30年第4回（12月）定例会議事日程

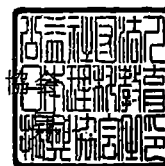
月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
12	4	火	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告（行政報告、事務報告）</li> <li>・各常任委員会の所管事務調査報告</li> <li>・議案37件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託</li> <li>・請願3件の委員会付託</li> </ul>
			本会議終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務文教常任委員会</li> </ul>
12	5	水	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務文教常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会</li> </ul>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生福祉常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会</li> </ul>
12	6	木	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業建設常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会</li> </ul>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務文教常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会</li> </ul>
12	7	金	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口東京理科大学調査特別委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会理科大分科会</li> </ul>
12	8	土		休 会	
12	9	日		休 会	
12	10	月		委員会	・予備日
12	11	火	午前9時30分	本会議	・一般質問（ 人）
12	12	水	午前9時30分	本会議	・一般質問（ 人）

12	13	木	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
12	14	金	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
12	15	土		休会	
12	16	日		休会	
12	17	月	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
12	18	火		休会	（議事整理のため）
12	19	水	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
12	20	木		休会	（議事整理のため）
12	21	金	午前10時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、 討論及び採決 ・閉会中の調査事項について

平成 30 年 9 月 3 日

都道府県議会議員 殿  
市区町村議会議員 殿

公益社団法人 日本理科教育振興協会  
会 長 大久保



## 平成31年度 理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願い

昨年3月に小学校・中学校、本年3月に高等学校の次期学習指導要領が告知されました。小中高等学校いずれも理科教育においては、益々、観察・実験が重視され、今回初めて、学習指導要領の中で小中共に、【環境整備に十分配慮すること】という一文が加えられました。

また、最近発表された平成30年度全国学力・学習状況調査における理科の結果では、実験から得られる結果を見通し、実験結果を基に分析し考察して、その内容を記述することに課題があることがわかりました。このことから、普段の理科授業において、理科室で十分な観察・実験を体験していなければ、正しい回答に結び付く思考が困難であり、より一層、観察・実験の重要性が高まっていると考えられます。そのためには、理科室の教育環境整備が急務となります。

しかしながら、当協会の調査においては、小中高等学校の理科教育環境はまだ十分とは言えず、観察・実験の実践には、観察・実験器具の不足や、薬品や消耗材料の不足、実験準備・後片づけの時間など現場の教師に係る負担など、障害も多くあります。学校現場で最も困っていることが、6年連続で、小中高ともに観察・実験機器の不足が挙げられています。理科教育設備整備費等補助金事業は、小中高の観察・実験機器の整備拡充のための予算ですが、補助を受ける自治体が総事業費の半分を負担する事業となっています。故に、積極的に理科教育設備整備費等補助金を取り込み、観察実験機器の充実に着手されている自治体とそうでない自治体との地域格差も懸念されます。

理振協会の調査では、全国の市町村においては、半数以上の自治体で国庫補助を生かした理科教育設備整備が実施されていない状況です。貴自治体管轄の小・中・高等学校の理科教育環境はいかがでしょうか。日々の理科授業において、充実した観察・実験授業を児童・生徒に体験させることができるでしょうか。

(別紙、「観察・実験こそ理科教育の基本です」パンフをご参照ください。)

当協会では、新しい理科教育の実現のため「理科室へ行こう!理科室で観察・実験をしよう!」奨励活動を推進しております。

貴自治体管轄の全ての小・中・高等学校理科教育環境整備向上のため、

次年度の**理科教育設備整備費予算**の積極的な増額予算措置をお願い申し上げます。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本理科教育振興協会 常務理事 石崎  
〒100-0052 千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル 4F  
TEL : 03-3294-0715 E-mail : info@japse.or.jp



山陽小野田市議会議員  
議長 小野 泰 様

山陽小野田市議会議場に国旗の掲揚を要望

山口県内の13市内で議場に国旗が掲載されていないのは当市だけとの  
情報を受けました。平成25年にも当市議会で話題になったとのこと。各  
市では国旗・市旗が議場に掲揚されていることから、当市でも関係各位  
で話をされれば、容易に実現することと存じ上げます。

標記の要望の実現を切にお願い申し上げます。

平成30年10月2日

山陽小野田建国記念実行委員会

実行委員長 瀬口孝典  
実行副委員長 平田 武  
実行副委員長 岡本志俊  
実行副委員長 岡部つや子  
実行副委員長 大本章男  
事務局 吉岡征一





市議会議員 各位

全国市議会議員会  
会長 山田 一 仁  
(札幌市議会議員)

代替税源なき車体課税の減税要求に対して自動車税の根幹堅持等を求める  
要望活動について (お願い)

平素より、全国市議会議員会の運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近く平成31年度税制改正に向けた議論が本格的に始まります。消費税率の引上げ予定期日が来年10月に迫り、また、アメリカとの輸入自動車に係る貿易問題などを背景に、自動車業界が、車体課税について例年になく大幅な減税の要求を繰り返しています。特に自動車の保有に係る税負担が国際的に比較しても過重であるとして、自動車税の税負担水準について軽自動車税を起点に引き下げることが要望の中心になっています。

しかしながら、車体課税と燃料課税を合わせた税負担で比較すれば、わが国は相対的に低い税負担水準に止まっています。

自動車業界の要望に従えば、平年度ベースで地方財政に毎年度およそ4,000億円もの巨額の減収を強いるものとなります。

今後、老朽化が一段と進む道路橋梁などインフラの更新や、増加する大災害への防災・減災対策など財政需要が増大の一途をたどる中、代替税財源を提案することもない要望は、地方財政に致命的な打撃を与える極めて問題の多いものだと受け止めざるを得ません。自動車税は都道府県税ですが、減収分を補填する代替税源がなければ地方交付税の配分が都道府県に大幅にシフトするなど、市町村財政の安定も大きく損なうことにつながります。

政府与党においては、来年度の税制改正で、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的に検討することとされ、加えて消費税率引上げ前後の駆け込みと反動減の対策として税制・予算による需要変動の平準化対策を検討することとされています。

つきましては、市議会にはそれぞれご事情があるかと拝察いたしますが、差し迫った厳しい実情をご理解いただき、来る政府与党の税制改正審議の場において下記事項が十分反映されるよう、議長ご自身に限らず、会派や効果的な議員編成などによる組織体制の下、10月～11月にかけて地元選出の関係国会議員に対して



な要望活動をお願い申し上げます。

また、各市議会において、今後とも代替税財源なき自動車税等の減税を求める意見書の取扱いを検討される場合には、くれぐれも慎重な対処を頂きますよう、併せてお願い申し上げます。

## 記

- 1 自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に当たっては、平成 29 年度与党税制改正大綱にあるとおり、代替税源が確保されない限り、自動車税について軽自動車税を起点とした税率の引下げを図るなどの見直しは厳に行わないこと。
- 2 消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策を自動車関係諸税において講じる場合には、地方財政に支障が生じないように具体的な税財源の確保を前提として、グリーン化特例など政策税制の活用によって検討し、環境性能割の一時停止や導入延期、非課税化など、環境性能割の根幹に影響する措置は厳に講じないこと。

### (追記)

以下の資料を添付しておりますので、要望活動にご活用頂ければ幸いです。なお、チラシは表裏 1 枚としてご活用いただくことも可能です。

- ・自動車税 (環境性能割を含む) の概要
- ・車体課税 (地方税) の現状
- ・燃料課税と車体課税の国際比較
- ・自動車業界等の減税要望と車体課税の税収使途 (チラシ)
- ・自動車業界の要望が代替税財源の確保なく実現された場合の地方財政への影響 (チラシ)

連絡先 全国市議会議長会  
政務第一部 目黒、伊藤  
TEL 03-3262-5235

# 自動車税の概要

項目	自動車税
1. 課税団体	都道府県
2. 課税客体	自動車(二輪の小型自動車、軽自動車及び特殊自動車を除く)
3. 納税義務者	自動車の所有者
4. 賦課期日	4月1日
5. 税率	<p>&lt;標準税率&gt; 自動車の種別、排気量等ごとに設定 【例】自家用乗用車(1,500cc超2,000cc以下) 39,500円</p> <p>&lt;制限税率&gt; 標準税率の1.5倍</p> <p>【税率の特例】 ○グリーン化特例(平成13年度創設) 環境性能の優れた自動車の税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した自動車の税率を重くする措置</p>
6. 納期	5月中において、都道府県の条例で定める。
7. 徴収方法	普通徴収(月割課税分は証紙徴収)
8. 税収	1兆5,258億円(平成30年度地方財政計画額)

## 環境性能割の基本的仕組み

消費税率10%段階において、

- 自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税に、それぞれ環境性能割(仮称)を創設する。
- 環境性能割は、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化するため、取得時の課税として実施する。
- 課税標準は取得価格を基本とする。
- 税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0~3%の間で変動する仕組みとする(下表参照)。
- 現行の自動車税は、自動車税排気量割(仮称)とする。
- 環境性能割導入後のグリーン化特例は、平成31年度税制改正において具体的な結論を得る。

### 自動車税における環境性能割(現行)

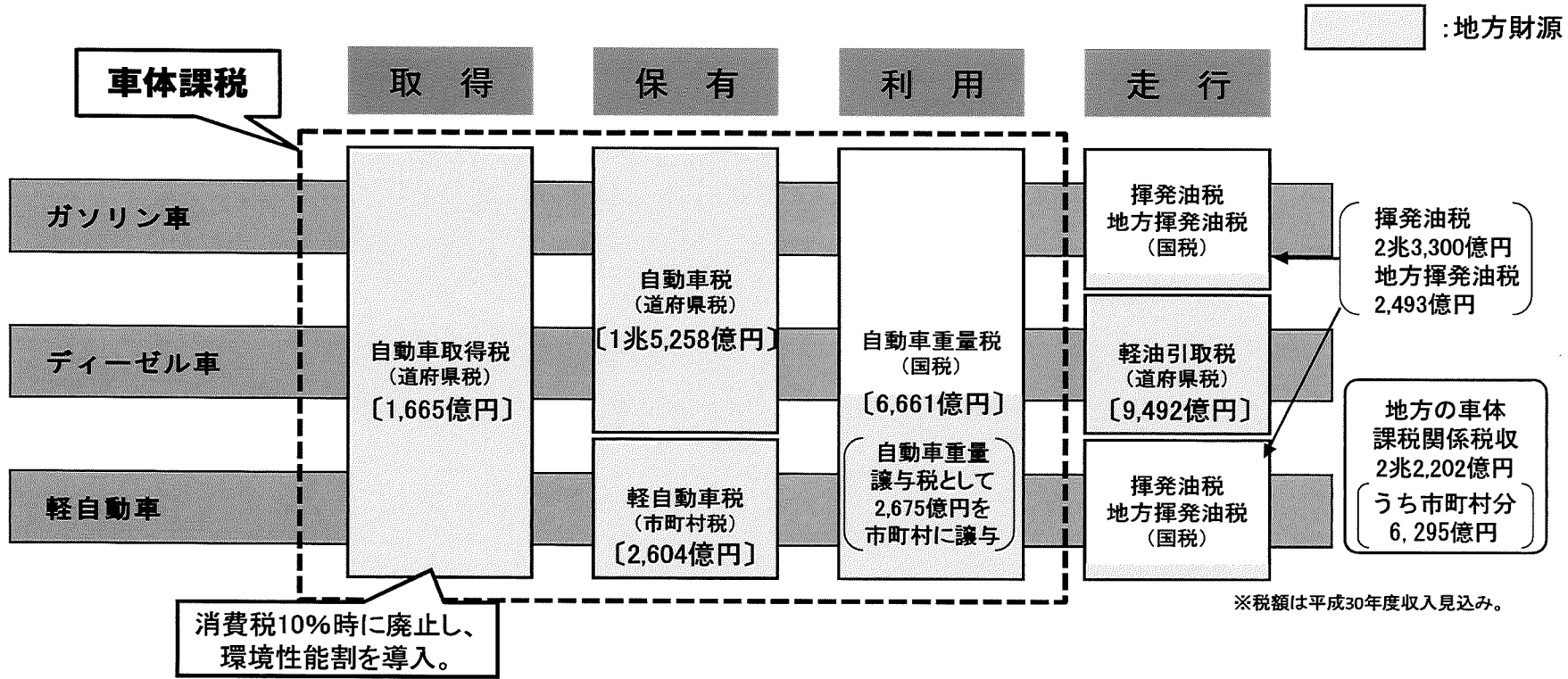
対象車	税率
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車等	非課税
ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車含む) 平成32年度燃費基準+10%	非課税
ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車含む) 平成32年度燃費基準達成	1%
ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車含む) 平成27年度燃費基準+10%	2%
上記以外	3%

※地方交付税法の一部を改正する法律(平成28年法律第13号)時点の対象車(消費税延期のため未施行)。

※31年度税制改正において、対象車の基準に変更の可能性がある。

# 車体課税(地方税)の現状

○ 車体課税はその多くが地方財源(車体課税2.6兆円のうち2.2兆円が地方財源)。



※ 平成27年度以降、経済産業省(日本自動車工業会)から、保有課税の軽減について、税制改正要望あり。

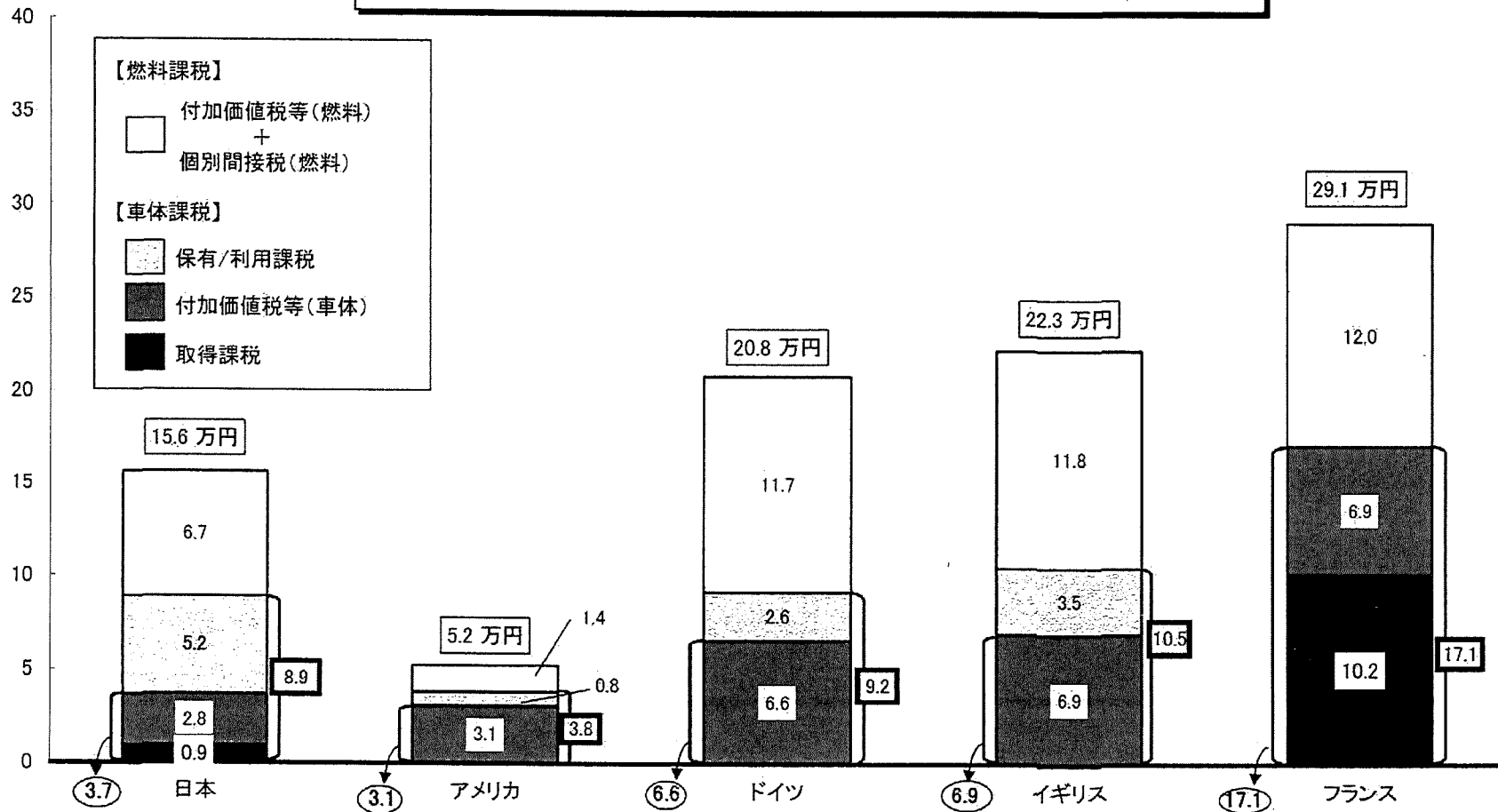
## 燃料課税と車体課税の国際比較

- 日本自動車工業会は、自動車ユーザーの税負担総額に燃料課税も含めている。
- 車体課税と燃料課税を合わせた税負担額で見れば、日本の水準は、国際的に見ても、低い。

財務省HPより

(単位:万円)

燃料課税と車体課税の国際比較(年間税負担額)  
(2,000CCクラスの自家用車を想定した場合の仮定試算)



※1 税率は平成29年12月現在。車両重量約1.5t、年間ガソリン消費量1,000ℓ、車体価格(税抜本体価格)2,430,000円の自家用車を取得した場合の1年あたりの税負担額を算出。ただし、取得時に課税されるものについては、平均保有期間(7年)を勘案し、取得時の税額の7分の1を1年分の税負担として計算している。  
 燃料価格(消費課税等の税込み)は日本141.5円/ℓ、アメリカ0.654ドル/ℓ、ドイツ1.357ユーロ/ℓ、フランス1.404ユーロ/ℓ、イギリス1.2ホンド/ℓ(2017年12月時点IEA調べ)。

## 経済産業省・業界の要望

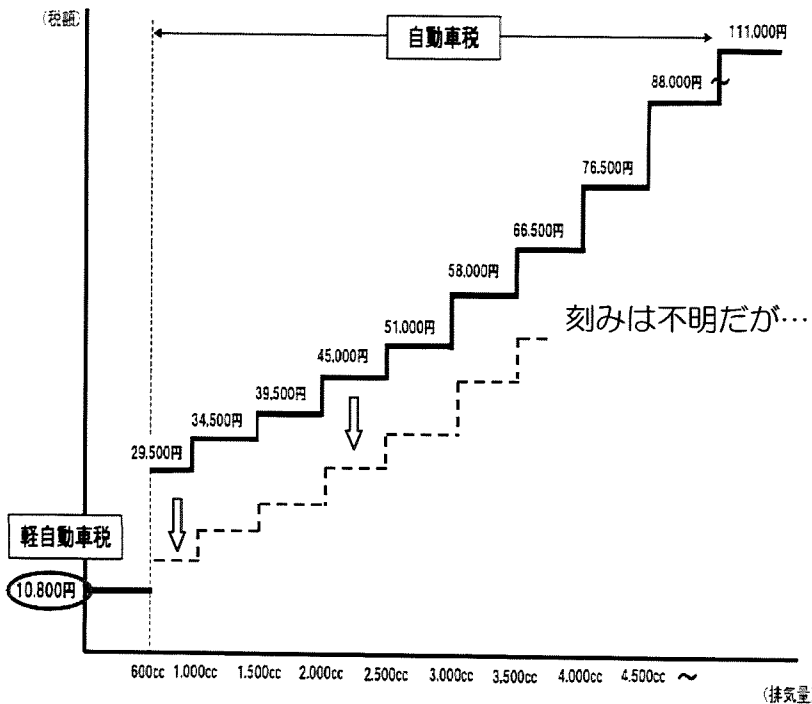
- 保有課税に係る恒久減税として
  1. 自動車税の税率を軽自動車税の負担水準を基準とした引下げ
  2. 自動車重量税の当分の間税率の廃止
- 消費税率引上げによる需要平準化のためとして
  - ・取得段階のユーザー負担の軽減

※「自動車関係諸税総額は、全国の道路事業費総額を大きく超えている」旨の報道は間違い!

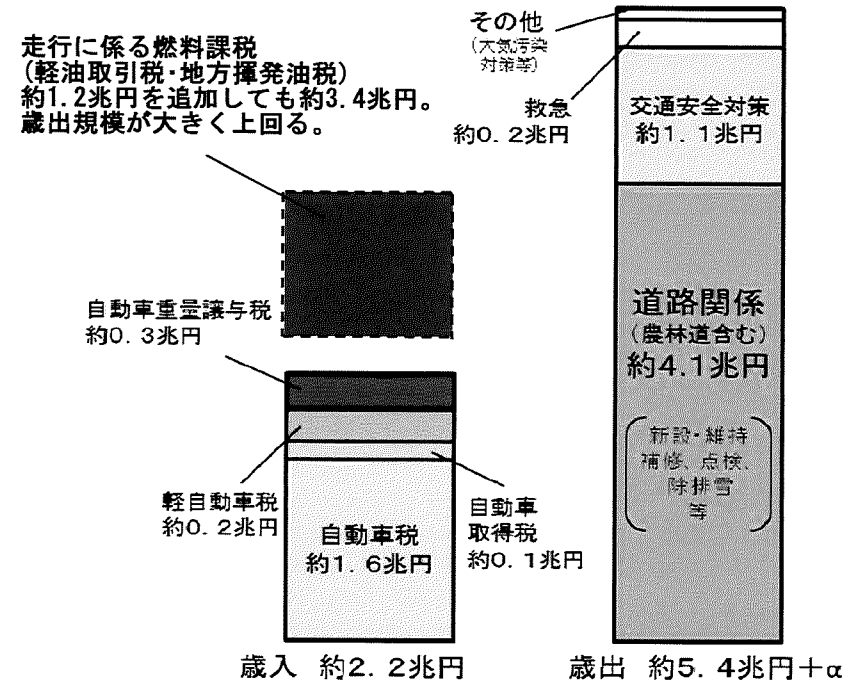
自動車関係諸税 約6兆円 < 道路事業等行政経費 7兆円超

- ・自動車関係諸税約6兆円は、国・地方を通じた車体課税+燃料課税の総額(平成29年度予算)
- ・道路事業等行政経費7兆円超は、国・地方の道路事業費(農林道含む)、交通安全対策、救急等の自動車に関する行政サービスに要する費用

〔参考:現行の自動車税率〕



地方団体における車体課税の税収と自動車に関する行政サービスに要する費用



※歳入及び歳出については平成28年度決算額。  
 ※歳入については、端数処理の関係で合計が一致しない。

# 車体関係税収の堅持を!!

## 自動車業界等の要望

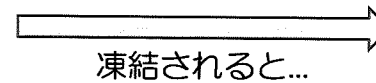
代替税財源なしに、  
業界要望が実現されれば…  
(平準化ベースで)

### 自動車取得税交付金 (市町村財源)

消費税率引上げの平準化対策として

H31. 10月消費税率引上げ時に廃止、  
代替税として、  
環境性能割(自動車税・軽自動車税)導入  
税収**1,400~1,500億円**

- ・ 税率引下げ
- ・ 一時凍結(非課税化)
- ・ 導入延期



▲**1,400億円**  
~**1,500億円** 減収

暫定措置とされているけれど?

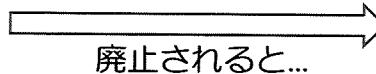
⇒恒久的減税にされるおそれ!

### 自動車重量譲与税 (市町村財源)

恒久的減税として

税収**2,650億円**

- ・ 当分の間税率廃止



▲**1,000億円程度?** 減収

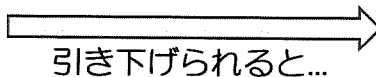
自動車：4,100円/0.5t年→2,500円/0.5t年  
軽自動車：3,300円(一律)→2,500円(一律)

### 自動車税 (都道府県税)

恒久的減税として

税収**1兆5,000億円**

- ・ 軽自動車を起点に  
引下げ



▲**4,000億円** 減収

新車から適用といっても、  
10年も経てば

⇒都道府県に地方交付税が大幅シフト  
市町村分の地方交付税が大幅減収!

平成 30 年 10 月 22 日

都道府県議会議員 殿  
市区町村議会議員 殿

一般社団法人 日本教材備品協会  
会長 大久 爾 博

## 学校教材の計画的な整備推進についてのお願い

子どもたちの確かな学力の育成を図るために  
学校教材の計画的な整備推進を「総合教育会議」でご協議ください

貴地方公共団体におかれましては、「総合教育会議」の中で、公立学校の学校教材の整備についてご協議・ご調整いただいておりますでしょうか。

2020年度から小学校、2021年度から中学校において新学習指導要領が全面实施されます。新学習指導要領では、児童・生徒が「主体的・対話的で深い学び」を得るため、授業改善の取組の活性化を目指すことが大きなテーマとなっております。今後の授業展開は、紙や黒板だけでなく、観察や実験、体験、疑似体験等を通じて児童・生徒が自ら考える事がこれまで以上に大切になると存じます。その為には「主体的・対話的で深い学び」を触発する学校教材が学校現場で積極的に活用されるよう、期待されております。

平成23年4月に文部科学省が発表されました「教材整備指針」の中では、現行学習指導要領に対応した教材と整備すべき目安の数量が明示されており、各学校、各教育委員会が学校の整備の現状を把握し、教育方針に応じた整備の計画を立て易くいたしました。また、この整備の財源といたしまして、平成24年度からの単年度で約800億円、10か年で約8,000億円の額が「教材整備計画」のために地方交付金として措置されております。

しかしながら、各々の市町村の教材の整備については、整備の財源が地方交付金のため、教材整備予算に大きなばらつき、いわゆる格差が生じることを懸念しております。

改めまして、貴地方公共団体での公立小中学校、特別支援学校の教材整備について現状を調査、把握をいただき、教材整備計画の策定を進めていただければと存じます。

その上に「総合教育会議」において、学校教材の安定的かつ計画的な整備を首長と教育委員会が協議・調整いただき、教材整備をより一層推進いただきますようお願い申し上げます。

今回、当協会にて発行した「子どもたちの未来のために計画的な教材整備が必要です。」のパンフレットをお送りいたします。子どもたちの学力向上のための学校教材の整備にあたり、参考としていただければ幸いです。何卒よろしくお願い申し上げます。又、ご質問等ございましたら当協会までご連絡賜りたく存じます。



### 【本件のお問い合わせ先】

一般社団法人日本教材備品協会 常務理事 山岸大造  
〒100-0001 東京都港区虎ノ門 3-10-11 虎ノ門PFビル  
TEL 03-5472-7659 E-mail: jema@chive.ocn.ne.jp



## 一般社団法人 日本教材備品協会 につきまして

私ども一般社団法人日本教材備品協会（JEMA）は、平成3年に優れた教材  
教具の研究開発と普及を目指して設立され、平成10年に当時の文部大臣より  
社団法人の認可を受けた協会です。

以後公益事業に注力し、学校教育用教材備品等に関する普及、活用、開発、調査  
研究、品質向上等の事業を行うことで我が国の学校教育に寄与してまいりました。

法人制度改革に伴い、平成25年4月に一般社団法人に移行し、引き続き学校教  
育に寄与することを目的に事業を展開しているところであります。

**JEMA**  
Japan Educational Materials Association.  
一般社団法人 日本教材備品協会 ジェマ

TEL 03-5472-7659

FAX 03-3431-3900

E-mail : jema@chive.ocn.ne.jp

<http://www.jema.or.jp/>

平成30年11月13日

山陽小野田市

市議会議員 小野 泰 殿

公益社団法人 厚狭法人会

会長 島津 博行

平成31年度税制改正に関する提言について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本会は、「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」をテーマに活動する経営者の団体であります。

さて、私ども法人会は、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言しその実現を訴えており、本年も別添のとおり「平成31年度税制改正に関する提言」を取りまとめました。

つきましては、提言の趣旨を充分にお汲み取りいただき、その実現に格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。



# 平成31年度税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

## 平成31年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。  
目標の早期達成に向けて全力を！
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。  
社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！
- 中小企業は雇用の担い手。  
事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

# 目次

## 《はじめに》

### 《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方	1
1. 財政健全化に向けて	
2. 社会保障制度に対する基本的考え方	
3. 行政改革の徹底	
4. 消費税引き上げに伴う対応措置	
5. マイナンバー制度について	
6. 今後の税制改革のあり方	
II. 経済活性化と中小企業対策	6
1. 法人実効税率について	
2. 中小企業の活性化に資する税制措置	
3. 事業承継税制の拡充	
III. 地方のあり方	8
IV. 震災復興	10
V. その他	10
1. 納税環境の整備	
2. 租税教育の充実	

### 《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係
2. 所得税関係
3. 相続税・贈与税関係
4. 地方税関係
5. その他

### 《個別法令・通達関係》

I. 法令関係	14
1. 法人税関係	
2. 所得税関係	
3. 相続税・贈与税関係	
4. 消費税関係	
5. 印紙税関係	
6. 地方税関係	
II. 通達関係	17
1. 法人税関係	
2. 相続税関係	

## 《はじめに》

我が国経済は引き続き緩やかに拡大しているが、自律的で力強い好循環に入ったとは言い難い。良好な企業業績や人手不足感の強まりにもかかわらず、賃金や個人消費への波及力が十分ではなく、依然として安倍晋三政権の宿願であるデフレ脱却にも至っていない。

日銀が異次元とされる大規模金融緩和を長期にわたって実施してきたにもかかわらず、2%の物価目標は再三にわたり達成時期が延期されたうえ、目標時期の明示そのものまで取りやめてしまった。それどころか大規模緩和の副作用が顕在化したことから、この緩和政策の一部修正を余儀なくされた。これはアベノミクスの中核となるべき成長戦略が規制改革の後退などで力強さを欠き、金融政策に依存しすぎた結果であろう。

国家的課題である財政健全化も後退する一方である。政府は国・地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）の黒字化目標の達成時期について、消費税率10%への引き上げを2019年10月に再延期したことなどを理由に、2020年度から2025年度へ大幅に延期した。さらに中間年度に向けた歳出増加額の抑制目標では、社会保障費などの数値設定を避けた。

また、消費税収の使途についても、これまでの年金、医療、介護、子育てという社会保障4経費に加え教育無償化に対象を拡大した。これは「社会保障と税の一体改革」の理念を明らかに逸脱したものであり、財政規律を大きく毀損することを意味しよう。改革の後退を許してはならない。

国際経済面では、懸念されたトランプ米政権の保護主義的政策が米中通商摩擦などに発展しており、我が国にとっても看過できないリスクとなっている。ただでさえ力強さを欠く我が国経済が変調をきたすようなことになれば、地域経済と雇用の担い手である中小企業への影響は甚大である。いまから税制を含めた周至な活性化策が求められよう。

## 《基本的な課題》

### I. 税・財政改革のあり方

国と地方の長期債務残高が国内総生産(GDP)のほぼ2倍の約1,100兆円に達した我が国財政の悪化ぶりは、先進国の中でも突出している。この目を覆いたくなるような惨状の主因が、社会保障を中心とした「受益」と、税や社会保険料といった「負担」のアンバランス、つまり「中福祉・低負担」という税財政構造にあることは明白である。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という構造問題を抱えている。こうした環境下で現在のような税財政構造が続く限り、財政は破たんに向かうこと必至であろう。その危機を回避するには、厳しい財政規律の下、「受益」を大胆に抑制し「負担」を必要な水準に引き上げて「中福祉・中負担」へ構造転換するしか方法はあるまい。そうした議論は今に始まったわけではない。にもかかわらず、構造転換は目に見える進展を示してこなかった。その理由はなぜか。まず挙げねばならないのは、問題解決を先送りしてきた政治の責任だが、国民一人ひとりにも危機感が欠けていたのではなかろうか。

持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立を目指した「社会保障と税の一体改革」には構造転換を図る明確な意図があったはずである。しかし、これも後述するように、いまや改革理念は色褪せ、政策の中身も明らかに変質してしまった。その原因が指摘したような財政規律の毀損にあったことは明らかであり、現在の危険水域から脱出するには、国を挙げて税財政改革に取り組まなければならない。残された時間は少ない。

#### 1. 財政健全化に向けて

消費税率10%への引き上げは昨年、納得できる理由が示されないまま2019年10月へ大幅に再延期された。これに伴い、2020年度のPB黒字化目標達成は不可能となり、本年6月の「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針2018)では、その達成時期を2025年度へ大幅延期した。2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になろう。

「骨太の方針2018」はまた、2021年度を中間年度として①PB赤字の対GDP比を1.5%程度②債務残高対GDP比を180%台前半③財政収支赤字を対GDP比3%以下——とする中間目標を設定した。しかし、債務残高と財政収支の目標値については、本年1月と7月の内閣府試算で示されている高い名

目成長率や超低金利を前提とすれば達成できる水準である。しかも、この両指標は金利が正常化すれば、逆に悪化していく点を決して見逃してはならない。また、2018年度を中間年度とした以前の財政健全化計画では政策経費の増加額を抑制する数値を示したのに対し、今回は見送っている。

こうした財政規律の毀損はいたるところで見られる。とりわけ、消費税収の用途拡大は極めて問題である。「社会保障と税の一体改革」では年金、医療、介護、子育ての社会保障4経費を対象としてきたが、新たに教育無償化が加わった。これは一体改革の理念を根底から覆すことになり、財政健全化を阻害するだけでなく将来の税率引き上げの議論にも影響を与えよう。

- (1) 2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。



## 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

政府が公表した社会保障給付費の長期見通しによると、「団塊ジュニア」が年金受給年齢に達するなど高齢者人口がピークを迎える2040年には、今年度を70兆円近く上回る190兆円に上る。そして、目の前には「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。

社会保障給付費は公費と保険料で構成されている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できまい。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

その意味で、今年度は診療報酬と介護報酬の改定年が同時となって注目された。しかし、「薬価」については引き下げられたうえ、2年に一度の改定を毎年実施することになったものの、肝心の医師の人件費にあたる「本体」は引き上げられた。診療報酬が公費と保険料などから構成されていることを改めて認識して改革を進める必要がある。

社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。

また、医療費と介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題については、客観的なデータ分析に基づく実効性のある取り組みが求められる。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者としてでない者とはメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。  
なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

### 3. 行政改革の徹底

延期されていた消費税率10%への引き上げが来年10月に迫った。社会保障の安定財源確保と財政健全化のためには確実に実施せねばならないが、それは国民に痛みを求めることでもある。「行革の徹底」が消費税引き上げの前提になったのは、それを国民に理解してもらうためであった。

こうした経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならないことは明白であろう。にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でならない。

それを象徴しているのが、「1票の格差」是正と合区対策を理由に、参議院の定数を6増やす見直しが行われたことである。これまで、衆参両院では「1票の格差」是正を目的に定数見直しを行ってきたが、国民の期待する改革はもっと抜本的な議員定数の削減である。今回の定数増が改革に逆行するのは明らかであり、とても容認できるものではない。

また近年、税金が含まれている政治資金について不適切とされる支出も目立っており、政治資金規正法の見直しなどを行い、使途の適正化を図るべきである。

国民の政治と行政に対する不信感は極度に高まっている。もはや、改革の先送りは許されない。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

#### 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

したがって、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。また、低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

税率引き上げに向けては、消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点から、以下の対応措置が重要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) 軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

#### 5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は運用が開始されたにもかかわらず、依然として国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

制度の運用に当たっては、国民の信頼感を得ることが欠かせない。そのためには、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐため

のプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。さらに、国民の利便性を高める観点からは、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかが重要課題となるが、広範な国民的議論が必要となろう。

## 6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

## II. 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は好調な企業業績などを背景に、緩やかな拡大基調を続けている。アベノミクス最大の成果といわれる円安・株高傾向が比較的安定的に推移してきたからだが、その支えとなってきた異次元の大規模金融緩和政策が修正局面を迎えている。

日銀が2%のインフレ目標達成の時期明示を取りやめる一方で、長期金利の誘導目標金利の上昇を容認したのである。政策修正の背景には市場機能の歪みや銀行収益圧迫による金融機能への懸念が指摘されており、明らかに金融政策の限界を示したものといえよう。

アベノミクスの柱である成長戦略も、“一丁目一番地”であったはずの規制改革が勢いを失った。「骨太の方針2018」では生産性向上を目指し、教育無償化などを中心とした「人づくり革命」や残業の罰則付き上限などの「働き方改革」を目玉として掲げているが、こうした政策が潜在成長力にどの程度貢献するかは定かではない。

海外経済に目を向けると、環太平洋経済連携協定（TPP）離脱や中国などとの通商摩擦を惹起しているトランプ米政権の保護主義リスクが顕在化している。こうした点を考慮すると、我が国の経済戦略全体を再構築する必要があるだろう。

また、地域経済と雇用を担う中小企業の活性化も不可欠であり、地方創生戦略との連携や事業承継税制のさらなる環境整備が求められよう。

## 1. 法人実効税率について

法人実効税率は平成28年度税制改正で「20%台」が実現し、今年度は29.74%となっている。トランプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。

しかし、OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

## 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確立が求められる。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成31年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
  - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。  
なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限（平成31年3月31日まで）を延長すること。
  - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

### 3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

#### (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

#### (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

②国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

## Ⅲ. 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

政府は「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」で東京一極集中の是正などを図ろうとしているが、そのためには地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築できるかがカギとなろう。地域の民間の知恵と工夫により、

新たな地場技術やビジネス手法をどう開発していくかが大事なのである。

「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり真の地方活性化にはつながるまい。さすがに総務省も昨年4月、返礼品の送付について一定の基準を設けたが、そもそも住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

「地方は国の仕送り（地方交付税）を貯金している」として問題視された財政調整基金など地方の基金残高総額も、21.6兆円（28年度決算）に膨らんでいる。国のPBが大幅赤字で地方が黒字という財政状況を考えれば地方交付税の相応の削減が必要になろうが、今年度予算では数百億円にとどまっている。

そもそも、地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

#### **IV. 震災復興**

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また、熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

#### **V. その他**

##### **1. 納税環境の整備**

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

##### **2. 租税教育の充実**

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。



## 《税目別の具体的課題》

### 1. 法人税関係

#### (1) 役員給与の損金算入の拡充

##### ①役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

##### ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

#### (2) 公益法人課税

公益法人課税のあり方については、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するという公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行うべきである。

### 2. 所得税関係

#### (1) 所得税のあり方

##### ①基幹税としての財源調達機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

##### ②各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

##### ③個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

## (2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

## 3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

①贈与税の基礎控除を引き上げる。

②相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

## 4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

地価は三大都市圏や地方中核都市だけでなく、全国ベースでも上昇傾向を示しており、固定資産税のさらなる負担増が懸念されている。このため、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

なお、平成36年度から森林環境税の課税が開始される予定であるが、現在、各府県で導入している森林環境等を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮するとともに、真に必要な事業に用途を限定すべきである。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

## 5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）とのシステム連携を図る必要がある。

## 《個別法令・通達関係》

### I. 法令関係

#### 1. 法人税関係

##### [無形減価償却資産]

- (1) 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し、期間を3年に短縮すること。

##### [引当金の損金算入]

- (2) 引当金について、次のとおり損金算入を認めること。

①退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。

②賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

##### [電話加入権の損金算入]

- (3) 電話加入権については、自動車電話加入権や携帯電話加入権がすでに非償却資産から減価償却資産に変更されていることもあり、同様の扱いとすること。

##### [耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置]

- (4) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

##### [法人税の延納]

- (5) 不況時等における資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法人税の延納制度を復活すること。なお、その際合わせて利子税率を軽減すること。

##### [申告書の提出期限]

- (6) 会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2か月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

## 2. 所得税関係

### [土地・建物等の損益通算]

- (1) 土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算および繰越控除を認めること。

### [不動産所得の負債利子の損益通算]

- (2) 土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、また所得の計算上、本来認められるべきものであることから損益通算を復活すること。

### [医療費控除]

- (3) 医療費控除については、最近の医療費の実態に即して、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

### [源泉納付]

- (4) 源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。

## 3. 相続税・贈与税関係

### [保険金・死亡退職金の非課税限度額]

- (1) 保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人当たり500万円とされたが、相当期間経過しているため、1,000万円に引き上げること。

### [相続財産からの控除]

- (2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

### [被相続人の保証債務の弁済]

- (3) 相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。

[贈与税の配偶者控除]

- (4) 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2,000万円は、昭和63年以来据え置かれているので、3,000万円に引き上げること。

#### 4. 消費税関係

[消費税の確定申告書の提出期限]

- (1) 消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。  
なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。

[消費税の届出書の提出期限]

- (2) 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断が必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長すること。

#### 5. 印紙税関係

[印紙税]

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止すること。

#### 6. 地方税関係

[固定資産税]

- (1) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施し、資産価値が上昇した場合の固定資産税や都市計画税は減免すること。

[法人事業税]

- (2) 法人事業税について次のとおり改正すること。  
①資本金1,000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の法人事業税については、所得区分別の軽減税率が適用されないこととなっているが、この制度を廃止すること。

- ②二以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の法人事業税・住民税の申告納税は、本店所在地において一括して行うことができるようにすること。

#### [個人住民税]

- (3) 納入先市区町村が複数ある場合の個人住民税の特別徴収については、特別徴収義務者の事務の簡素化等に資するため、納入先市区町村別の明細書を添付することにより、当該事業所を所轄する市区町村において、一括納入ができるようにすること。

また、合わせて地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ること。

#### [欠損金繰戻し還付制度・延納制度]

- (4) 住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また、地方税にも延納制度を設けること。

## Ⅱ. 通 達 関 係

### 1. 法人税関係

#### [修繕費]

- (1) 資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。

①修理・改良等に要した金額が100万円（現行60万円）に満たない場合

②修理・改良等に要した金額が取得価額のおおむね20%（現行10%）相当額以下である場合

#### [借地権]

- (2) 相当の地代の認定基準概ね6%程度については、地代の収益状況および金利水準の変化に応じた見直しを行うこと。

### 2. 相続税関係

#### [取引相場のない株式の評価]

- (1) 類似業種比準方式の斟酌率を、中会社および大会社についても50%に引き下げること。

平成30年11月22日

山陽小野田市議会議長 小野 泰 様

要請者 山口市維新公園2丁目1-10

山口県建設労働組合（建設山口）

執行委員長 吉村 修

小野田支部長 青木 保

## 住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書

地域経済の慢性的低迷に回復の兆しが見えない今日、地域経済の活性化は喫緊の課題といえます。このような状況の下、地域産業全体の活性化に即効性を持ち、地域循環型の経済効果として大きな効力を発揮する「住宅リフォーム助成制度」が全国の自治体で大きく広がりつつあります。

建設産業は雇用創出効果も高く、また、建築・修繕などの工事に伴い家具・備品の購入にもつながるなど、他産業を含めて裾野の広い経済効果が見込める分野です。特に、地元の建設業者を活用することで、その効果は直接的に地域経済につながってきます。

また、住宅リフォームの推進は、地域経済の活性化に大きくつながるだけでなく、既存住宅の耐震性・耐久性の向上につながり、市民の安全・安心な生活を営む上で、住環境の質の向上も図ることにもつながります。更に、省エネ・省CO2対策としての効果も期待できます。

貴市におかれましては、平成21年度から継続して制度を創設頂き、地域住民の住宅の質の向上につながるとともに、地元建設業者を活用することで地域経済にも大きな効力を発揮したものと思われまます。

つきましては、今後も市民の住環境の質の向上と地域経済を活性化させるため、下記の項目について実現されますよう、要請いたします。

### 記

- 一、平成31年度以降も地元の建設業者を活用した「住宅リフォーム助成制度」を継続してください。





山陽小野田市議会議長 小野 泰 殿

## 地域建設産業の再生に関する要請書

要請者 山口市維新公園2丁目1-10

山口県建設労働組合（建設山口）

執行委員長 吉村 修

小野田支部長 青木

保

日頃より当組合に対するご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

安全な国土の維持形成や良好な生活環境を支える建設産業において、将来にわたる技能労働者の確保育成が重要な課題となっています。そのために、建設業の担い手確保対策等を盛り込んだ公共工物品確法・建設業法・入契法の担い手3法改正、6年連続しての設計労務単価の引き上げや社会保険未加入対策など、技能労働者の処遇改善にむけた国と業界をあげての取り組みが進められています。

しかし、技能労働者の賃金や社会保険加入の状況は若干の改善は見られるものの、依然として他産業との差は埋まらず、若年者が未来を託す産業となり得ていない実態にあります。建設業就業者の29歳以下の割合は若干改善されたものの55歳以上の割合は34.1%と高く、建設業を支えてきた高齢者層の「大量離職」が現実のものとなり、取り組みは急務です。

地域建設業の再生と未来のために、私たちは若者の入職促進、技術・技能の継承の取り組みを進めており、とりわけ技能労働者への適正な賃金確保と労働環境の改善をめざして、以下の項目について早急に実現されるよう要請いたします。

### 記

1. 公共工事設計労務単価が引き上げられたことに対応し、すべての建設労働者の賃金と下請事業者の法定福利費をはじめ必要な諸経費を含む契約単価が引き上がるよう、施策をいっそう推進してください。
2. 担い手3法の具体化を進めてください。市発注工事における公正な元下関係、適正な労働環境、法定福利費を適切に含んだ単価と賃金の支払いを確保してください。
3. 社会保険未加入対策の推進にあたっては、「健保適用除外」制度と建設国保組合を活用した厚生年金加入に留意してください。また、元請事業者下請事業所に対し、誤った認識で加入義務のない社会保険の加入を求める事例が増加していますので、発注者として誤った指導が行われないよう、元請事業所を指導してください。
4. 市発注の工事における建設労働者の賃金実態や就労環境を把握してください。
5. 公契約条例を制定し、事業者間の合意を媒介にした民事的規整により、賃金下限額以上の支払いを保障してください
6. 適正な工期設定を推進し、週休二日の導入に必要な経費を適確に計上し、公共工事における長時間労働の是正を図ってください。



## 議員政治倫理条例の改正について

## 1 具体的措置について

## (1) 審査会からの意見

議員政治倫理審査会から平成30年6月11日付け議長に提出のあった審査結果報告書の附帯意見において本市議会議員政治倫理条例について、次の意見が付された。

現在の本市議会議員政治倫理条例には、政治倫理基準に違反する行為が存在するという結果となった場合における議員又は議会として講じる具体的な措置が規定されていない。

今後、条例違反の疑いのある事案に対して、公平かつ適正な運用を図るためには、当該条例に具体的な措置を定めておくことが必要と考える。

については、当該意見のとおり条例改正について検討する。

## (2) 議員又は議会として講じる具体的な措置の検討

このたびの審査結果報告書において、議会及び被審査議員が講ずべきとした措置は、次の2つである。

- 議場における被審査議員に対する議長の注意
- 議場における被審査議員からの謝罪

## (3) 県内他市の具体的措置

## ○下関市

- (1) 議場における議長の注意
- (2) 議場における謝罪文の朗読
- (3) 議会の特別委員の辞任勧告
- (4) 議員が就任している職で議長が別に定める職の辞任勧告
- (5) 議員辞職勧告

※第4号の議長が別に定める職（規程で定めている。）

- (1) 議長、(2) 副議長、(3) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長、(4) 会派の代表者、(5) 議会選出

監査委員、(6)農業委員会選任委員、(7)豊浦・大津環境浄化組合議会議員

○周南市

- (1)議場における議長の注意
- (2)議場における謝罪文の朗読
- (3)議員辞職勧告
- (4)その他必要な措置

(4)本市の条例改正案

下線部の条文を追加

(政治倫理基準違反の審査等)

第7条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 調査請求の適否
- (2) 政治倫理基準に違反する行為の存否
- (3) 審査会において、審査の請求の対象とされた議員（以下「被審査議員」という。）の行為が政治倫理基準に違反すると認めた場合は、当該被審査議員に対する措置

2～4 略

5 審査会において、政治倫理基準に違反する行為があると認めた場合の被審査議員に対する措置は、次のとおりとする。この場合において、2以上の措置をあわせて講ずるよう決することを妨げない。

- (1) 議場における議長の注意
- (2) 議場における謝罪文の朗読
- (3) 議員が就任している職で議長が別に定める職の辞任勧告
- (4) 議員辞職勧告

※第3号の議長が別に定める職（条例施行規程で定める。）

- (1) 議長、(2) 副議長、(3) 常任委員会、議会運営委員会及び特

別 委員会の委員長及び副委員長、(4) 会派の代表者、(5) 議会  
選出監査委員、(6) 宇部・山陽小野田消防組合議会議員

6 被審査議員は、審査会の審査結果の報告において、自己の行為が政治  
倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し  
て、政治倫理の確保のために必要な措置を自ら講じなければなら  
ない。

7 議会は、被審査議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の品位  
と名誉を守り、市民の信頼を回復するため、必要と認める措置を講ず  
るものとする。

## 2 会議の公開の規定について

本市条例には、審査会の公開についての規定がない。今回の審査会では、  
会議公開の原則にのっとり会議を公開したが、それを明確にするため会議  
公開に係る規定を加える。

### (1) 山陽小野田市議会委員会条例の規定

#### (会議の公開)

第 19 条 委員会の会議は、原則としてこれを公開する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることがで  
きる。

3 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### (秘密会)

第 20 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いな  
いで委員会に諮って決める。

### (2) 他市の政治倫理条例の公開規定の例

審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上の同  
意を得たときは、非公開とすることができる。

(3) 本市の条例改正案

【本市の案】 下線部の条文を追加

(会議の公開)

第 条 審査会の会議は、原則としてこれを公開する。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第 条 審査会は、出席委員の3分の2以上の多数議決で秘密会とすることができる。

2 審査会を秘密会とする会長又は委員の発議については、討論を用いないで審査会に諮って決める。